

播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事
発注仕様書

2022年（令和4年）4月

播磨町上下水道グループ

【発注仕様書】

目次

第1章 総則	1
1.1 発注仕様書の位置づけ	1
1.2 用語の定義	1
第2章 業務仕様	2
2.1 関係法令及び基準・仕様等	2
1) 遵守すべき関係法令	2
2) 基準、仕様等	3
3) 各許可申請・届出等	3
2.2 一般事項	4
1) 設計業務	4
2) 工事監理業務	5
3) 工事業務	6
4) 統括管理業務	7
2.3 契約不適合責任	8
1) 契約不適合責任	8
第3章 本業務に関する要求水準	9
3.1 要求水準における基本的な考え方	9
3.2 基本的事項に関する要件	9
1) 一般事項	9
3.3 性能に関する要件	9
1) 一般事項	9
第4章 播磨町による業務実施状況のモニタリング	10
4.1 モニタリングの内容	10
4.2 モニタリングの費用負担	10

第1章 総則

1. 1 発注仕様書の位置づけ

播磨町東本荘・新島地区基幹管路布設替工事発注仕様書（以下、「発注仕様書」という。）は、本事業を遂行するにあたり、本町が、受託者に求める業務の水準であり、応募者の業務提案の前提条件や仕様を記載したものである。

応募者は、発注仕様書に定める要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。

また、本事業の受託者は、本事業の履行期間にわたって要求水準を遵守しなければならないが、本町による業務監視（モニタリング等）により受託者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める契約書に基づき、対価の減額又は契約解除の措置がなされる。

なお、発注仕様書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な事項については、発注仕様書に明記されていない場合であっても、受託者の責任において調査、設計及び施工を遂行すること。

1. 2 用語の定義

発注仕様書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ① 「確認」とは、受託者より提出された資料により、発注仕様書や提案書などに適合しているかどうかを本町が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、本町は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- ② 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、本町が書面により同意することをいう。なお、承諾は受託者の責任による設計及び工事をあくまでも発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受託者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、受託者は本町の同意なくして、次の工程に進むことができない。
- ③ 「指示」とは、行為について指図することをいう。受託者は本町の指示に従わなければならない。
- ④ 「業務監視（モニタリング）」とは、受託者による設計・施工が発注仕様書による要求水準に定める要件及び提案書類に示した内容の確認を本町が行う行為。
- ⑤ 「セルフモニタリング」とは、受託者による設計・施工が発注仕様書による要求水準に定める要件及び提案書類に示した内容の確認を自ら行う行為。

第2章 業務仕様

2. 1 関係法令及び基準・仕様等

本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 遵守すべき関係法令

- ・ 水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 港湾法
- ・ 漁港漁場整備法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法

- ・建設業法
- ・製造物責任法
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・危険物の規制に関する政令
- ・石綿障害予防規則
- ・特定化学物質等障害予防規則
- ・播磨町水道事業給水条例
- ・播磨町環境保全条例
- ・播磨町情報公開条例
- ・播磨町個人情報保護条例
- ・財務規則
- ・その他関係する法令、条例、規則等

2) 基準、仕様等

- ・水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- ・土木請負工事必携（最新版）（兵庫県県土整備部）
- ・委託業務関係共通仕様書（最新版）（兵庫県県土整備部）
- ・水道の地震対策マニュアル（水道技術研究センター）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- ・土木工事標準積算基準書（兵庫県県土整備部）
- ・水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
- ・経済産業省工業用水道工事設計標準歩掛表（社団法人日本工業用水協会）
- ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
- ・播磨町給水装置工事指針（播磨町）
- ・その他関係する基準、仕様等

3) 各許可申請・届出等

本工事に関連する関係機関への各許可申請及び届出等については、受託者は業務工程を踏まえたうえで、必要な資料を作成し、本町又は関係機関へ提出すること。

なお、関係機関へ提出した場合は書類の写しを本町へ提出すること。

2. 2 一般事項

1) 設計業務

ア) 基本事項

(1) 業務の対象

受託者は、発注仕様書に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。

(2) 業務の範囲

受託者は、設計業務の遂行に当たり、本町と協議の上進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。受託者は、本町に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。本町は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。本町が設計内容に関する説明を求めた場合、本町の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 費用の負担

受託者の負担とする。ただし、家屋調査が必要となった場合は、別途町が行うものとする。

(4) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(5) 公益確保の責務

受託者は、業務を行うにあたっては、公共安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

(6) 適用基準

本業務を行うにあたっては、「2.1 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも設計時点において最新版を用いるものとし、本業務期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

イ) 留意事項

(1) 各種届出等への対応

占用協議の申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は本町に確認した上で、業務工程を踏まえて必要な時期までに受託者が本町に提出すること。

(2) その他

本業務を実施するうえで必要な関連業務については、受託者の責任をもって対応すること。

ウ) 設計関係の提出書類

設計関係の提出書類は法令等に基づき必要な書類など、必要時に受託者に提出を求めます。

2) 工事監理業務

ア) 業務の対象

(1) 設計企業は、設計成果の内容に基づき、施工業務の工事監理を行うものとする。

イ) 業務の範囲

(1) 設計企業は、下記「表-1」に示す業務内容を実施するものとする。

(2) 工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査などの近隣住民との対応・調整については、本町と協議の上、行うものとする。

(3) 設計企業は、変更に伴う工種毎の各工事費積算内訳書および変更図面を作成すること。

表-1

項目	内容	備考
共通	三者会議	設計・施工・本町
	設計図書の審査	
	工事内容・工程の審査	
	定例会議	本町との調整含む
	出来形の確認・出来高検査の立会	
	工事完了の確認・竣工検査の立会	
	工事関係書類の審査	
	施工プロセスの審査	
	施工計画書等の審査	
	施工体制台帳の審査	
工事	品質管理項目の確認	
	工程監理、施工監理等技術的監理全般	
	業務価格変更内訳書の作成	

ウ) 設計企業は、中立性を保持しなければならない。

エ) 監理関係の提出書類

監理関係の提出書類は法令等に基づき必要とする書類など、必要時に受託者に提出を求めます。

3) 工事業務

ア) 工事施工の対象

(1) 受託者は、自らが設計した内容に基づき、管路等の工事を行うものとする。

イ) 工事施工の範囲

(1) 受託者は、工事を自己の責任において施工するものとする。

(2) 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務については、受託者が自己の責任において行うものとする。

(3) 工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については受託者の負担とする。

(4) 受託者は、工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を施工するものとする。

(5) 受託者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。

(6) 受託者は、本町に対し、総括責任者を通じて工事の進捗状況を定期的に報告するものとし、本町は工事の進捗状況及び内容について随時受託者に確認できるものとする。

(7) 受託者は、本町が発注した、その他の工事や民間工事との調整を率先して行い、円滑な施工に協力すること。

(8) 受託者は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、本町へ報告すること。

(9) 受託者は、発生する残土、廃材等を適切に処分すること。処分先については、本町と調整の上、決定すること。

ウ) 適用基準

本事業を実施するにあたり、「2.1 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも工事施工時点において最新版を用いるものとし、本事業履行期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

エ) 工事関係の提出書類

工事関係の提出書類は法令等に基づき必要とする書類など、必要時に受託者に提出を求めます。工事に係る各段階で必要となる官公庁等への届出、申請、手続き書類は、本町と協議の上、互いに協力し作成する。

オ) 施工図等の提出

受託者は、本事業の施工にあたり、仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書及び検討書等を作成し、各施工の段階前に本町に提出して確認を受けること。

4) 統括管理業務

ア) 業務の対象

- (1) 受託者は、設計から建設に至る本事業全体のマネジメントを行うものとし、各技術者との相互調整を行い本事業の推進を図ることとする。

イ) 業務の範囲

- (1) 施工企業は、下記「表-2」に示す業務内容を実施するものとする。
 (2) 工事の遂行に当たり必要となる地元への周知、準備調査などの近隣住民との対応・調整については、本町と協議の上、行うものとする。
 (3) 受託者は、本町と協議の上、工事着手前に工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を提出するものとする。

表-2

項目	内容	備考
共通	事業全体の業務計画立案	
	事業全体の運営・指揮	
	三者会議	設計・施工・本町
	定例会議	本町との調整含む
	協議資料の作成	関係団体との協議含む
	現地調査等の立会	
	セルフモニタリング全般	資料の精査等
	各種届出・申請書の作成	
	地元住民への周知	
	地元とのトラブルの対応	
	各種窓口対応	
構成企業間の調整 (※)	※単独企業は除く	
工事	施工管理等技術的管理全般	工程管理、段階確認等

- ウ) 業務着手届、完了届等業務手続きに必要な書類の作成

2. 3 契約不適合責任

1) 契約不適合責任

- ア) 本町は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、本町は履行の追完を請求することができない。
- イ) 前項の場合において、受託者は、本町に不相当な負担を課するものでないときは、本町が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- ウ) ア) の場合において、本町が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本町は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号に該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- ① 履行の追完が不能であるとき。
 - ② 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③ 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行追完をしないでその時期を経過したとき。
 - ④ ③に掲げる場合のほか、本町がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第3章 本事業に関する要求水準

3. 1 要求水準における基本的な考え方

基本的事項に関する要件は、それを規定した仕様に基づき、設計、施工を実施するものとする。一方、性能に関する要件は、それを規定した仕様又は同等以上の水準の仕様を提案し設計を行い、施工するものとし、原則、提案に基づく内容については、変更の対象とはしない。

3. 2 基本的事項に関する要件

1) 一般事項

ア) 管路は新品の製品を布設し構築する。

イ) 工事にあたっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に本町と協議の上、実施すること。

ウ) 工事は、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。

エ) 通水試験は、通水試験計画書を作成し、本町の確認を得た上で実施すること。

オ) 管路施設の建設に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、受託者が実施すること。

カ) 公害・事故防止、地震などに配慮した安全設計を行うこと。

キ) 受託者は、工事着手前に道路交通法第 77 条第 1 項に規定する道路使用許可を受け、その写し及び許可条件等を播磨町へ提出するとともに、関係機関（消防、交通機関等）と連絡調整を図らなければならない。

ク) 受託者の提案する基準、仕様及び「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」に準じて行うこと。

ケ) 工事に使用する材料は、日本水道協会規格、日本工業規格、日本下水道協会規格及び日本農林規格等に適合したものをを用いること。ただし、ダクタイル鋳鉄管（GX）については 1 種管を使用するなど、他の材料においても設計時に本町の仕様を確認すること。また、水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料（JWWA139）の認証一時停止について、不適合となった製品およびその製品の再塗装品の使用は認めない。

コ) 工事で使用する材料において、日本水道協会規格と同等以上の品質を有する材料を使用する場合は、材料の試験成績書等及び製造工場の認定証明書を提出すること。

3. 3 性能に関する要件

1) 一般事項

ア) 管路施設は、「3. 2 基本的事項に関する要件」に示す要件を満足し、関係機関との占用協議等が整うことを前提に、設計を変更しても良い。

第4章 播磨町による業務実施状況のモニタリング

4.1 モニタリングの内容

本町は、事業者が行う設計・施工が本町の定める発注仕様書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

本町のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が設計業務委託契約書、工事監理業務委託契約書、工事請負契約書及び発注仕様書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本町は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講ずるものとする。

本町はモニタリングの実施を第三者に委託することができる。

4.2 モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用の内、本町が実施するモニタリングに係る費用は本町が負担する。